

平成25年度事業評価書

平成 25 年 8 月
金 融 庁

目 次

成果重視事業に係る事後評価書

I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

- 1. 成果重視事業について 1
- 2. 成果重視事業に係る事後評価の目的 1
- 3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容 2
- 4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる
意見 3

II 各成果重視事業の事後評価結果

- 1. 金融庁業務支援統合システムの開発 5

成果重視事業に係る事後評価書

I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

1. 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組みの一つであり、「モデル事業」（注）を試行から一般的取組みに移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものです。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）においては、その取組みについて、引き続き進めることとされています。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したもののとして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
- ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る

などとされています。

（注） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において、

- ①
 - i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
 - ii) 何をもちて「達成」とするか、評価方法が提示されていること
 - iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていることの三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされています。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされています。

2. 成果重視事業に係る事後評価の目的

成果重視事業については、上述のとおりモデル事業の基本的枠組みを維持することとされており、計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評

価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たすため事後評価を実施することとしています。

3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容

成果重視事業に係る事後評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）成果重視事業の概要

各事業の事業内容について説明しました。

（2）対象期間

各事業の取組み期間について説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

（4）目標の達成度合いの結果

達成目標に対する達成度合いを説明しました。

（5）予算額等

各事業の対象期間中の予算額、支出済額、予算執行の弾力化措置等について説明しました。

（6）予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされており、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について説明しました。

(7) 進捗状況及び今後の見通し

あらかじめ設定した達成すべき目標の達成状況について評価を実施した結果、その進捗度合い及び今後の見通しについて説明しました。また、達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、今後の改善策等について説明しました。

4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見

平成 25 年 6 月 7 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

成果重視事業に係る事後評価に関するご意見については、成果重視事業に係る評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

Ⅱ 各成果重視事業の事後評価結果

1. 成果重視事業の名称

金融庁業務支援統合システムの開発

【関連する施策（平成 24 年度金融庁政策評価実施計画）】

業務支援基盤の整備のための取組み 3 - (1)

「金融行政における情報システムの活用」

2. 成果重視事業の概要

「今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）」において、各府省は業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げることとされています。

金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの 3 システムがあり、これらの各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施していますが、これらを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減などの効果を上げることとしています。

また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善します。

上記については、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務・システム最適化計画」（金融庁行政情報化推進委員会 平成 18 年 3 月 28 日決定、平成 20 年 8 月 7 日改定、平成 23 年 5 月 16 日改定）に基づき、21 年から 26 年度までの 6 年間で、同システムの設計・開発を行なっています。

3. 対象期間

平成 21 年度～26 年度

4. 達成目標及びその設定の考え方

(1) 達成目標

27 年度から単年度で 207,560 千円の経費削減と約 9,450 日の業務処理時間の短縮

(2) 目標設定の考え方

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づく最適化効果指標

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

システム稼働後における目標値（削減経費、削減業務処理時間）の達成度合いは、以下の基準をもって判定するものとします。

達成度合い	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

5. 目標の達成度合いの結果

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、27年度の新システム稼働までは事業の実施に伴う効果は発現しません。

6. 予算額等

（単位：千円）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	336,549	14,516	280,025	209,848	0
支出済額	77,357	145,516	280,025	14,548	
翌年度繰越額	131,100			159,950	
予算執行の弾力化措置					
国庫債務負担行為	336,549	14,516	280,025	209,848	0
繰越明許費					
目の大括り化					

7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られます。

8. 進捗状況及び今後の見通し

21年10月までに要件定義を確定し、23年3月に設計工程を完了、計画どおり24年3月に結合テストを完了しましたが、全体的に進捗が遅れています。今後、計画に基づき、27年度中の新システム全面稼動に向け情報システムの開発等を推進していきます。

9. 担当課室名

総務企画局総務課情報化統括室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課